

要介護(要支援・事業対象者)認定を受けている皆様へ

介護サービスを利用するときは

「介護保険負担割合証」が必要です。

- 「介護保険負担割合証」は、介護サービスを利用するときの負担割合を示したものです。一定以上の年金収入や所得がある方は、負担割合が2割または3割になります。(詳しくは裏面をご覧ください)
- 介護サービスを利用するときは、介護保険の被保険者証と一緒に、負担割合証を、事業所や施設に提示してください。

適用期間

8月1日～翌年7月31日(毎年7月下旬頃に、送付します)

再判定

負担割合の再判定により、負担割合が変更になる場合があります

住民税の所得更正による場合



直近の8月にさかのぼって変更されます
(税の遡及に応じて、時効の範囲内でさらにさかのぼることもあります)

世帯員の転出入や死亡などにより世帯内の第1号被保険者数が変わることに伴う場合



当該事実があった月の翌月初日から変更されます
(1日に変わる場合は、当月から変更されます)

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)が、第1号被保険者(65歳以上の方)となり、判定により2割または3割になる場合



65歳到達月の翌月初日から変更されます
(誕生日が1日の方は、その月から変更されます)



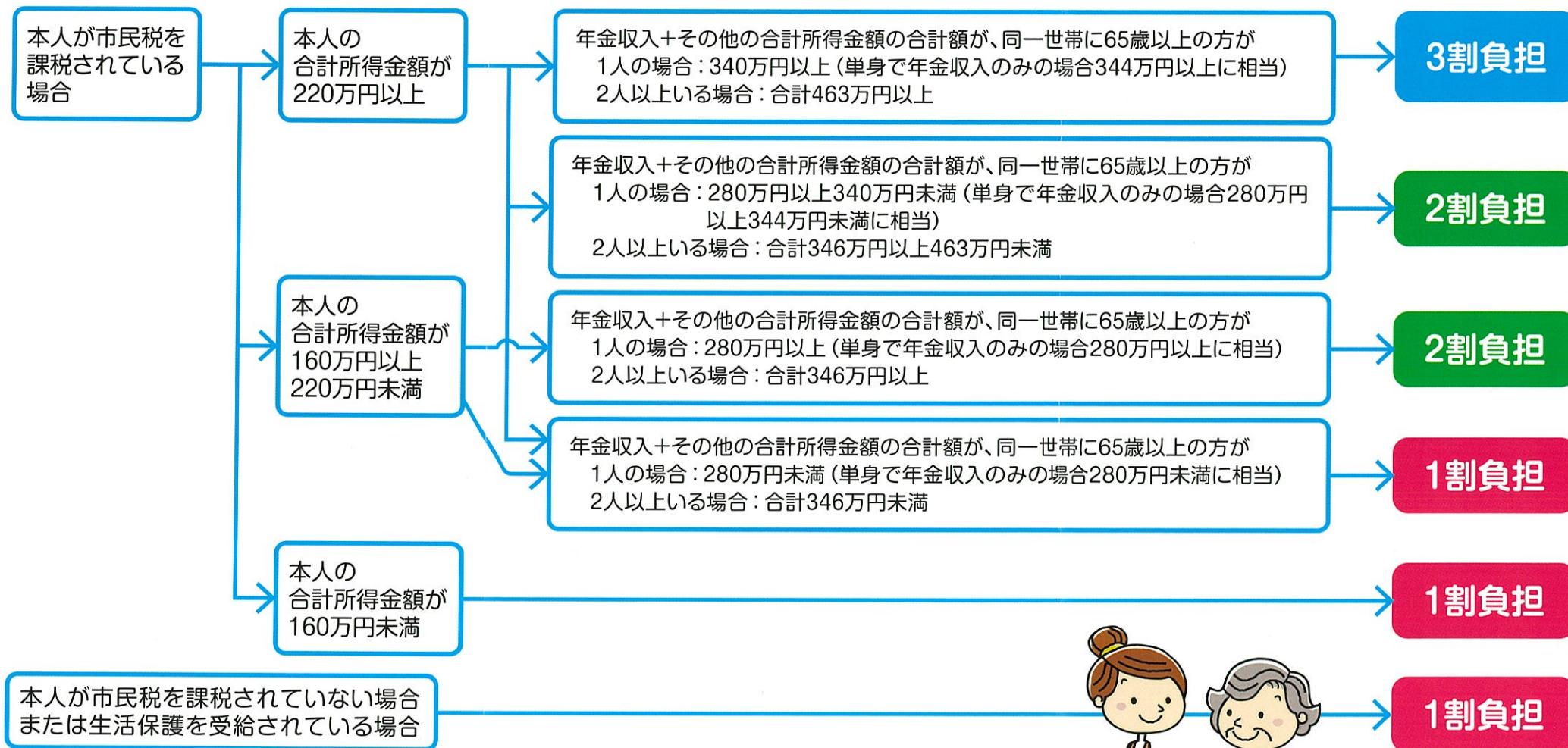
負担割合証(見本)

介護保険負担割合証	
交付年月日	
被保険者	番号
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
利用者負担割合	適用期間
割	開始年月日 終了年月日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	212019 岐阜市



介護サービスの利用者負担割合

第1号被保険者 (65歳以上の方)



第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の方)

→ **1割負担**

※月々の利用者負担額には上限があり、上限を超えて支払った分は高額介護サービス費等として支給されます。
※介護保険料の滞納がある方は、給付制限により3割または4割負担となる場合があります。

